

## 信書確認の強化について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

この度、法令遵守\*の観点から『信書確認の強化』を実施することといたしました。

\* 郵便以外の方法で信書に該当する文書の発送をすることは法令違反となります。  
(SUPER DMはメール便サービスの為、信書は発送できません)

ご注文後の信書確認作業において、信書に該当する文書と判断された場合は、個別にご連絡させていただきます。

何卒、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

信書とは、特定の受取人に対し、差出人の意志を表示、または事実を通知する文書のことです。

ほんの一例にはなりますが、

- ・〇〇をご利用のお客様へ
- ・〇〇セミナーにご参加いただいた方へ
- ・先生各位
- ・〇月生まれの方へ

などの文言が含まれると信書に該当する可能性が非常に高いです。  
詳細はガイドラインをご参照ください。

### ■ 総務省 「信書のガイドライン」

[http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho\\_guide.html](http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho_guide.html)

信書に該当するか否か判断がつかない場合、以下へお問い合わせをお願いいたします。  
総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課 TEL 03-5253-5975